

当院におけるレスパイト入院について

1. レスパイト入院とは

介護者の疲弊や家庭の事情（冠婚葬祭、介護者の入院、旅行など）により、一時的に介護が困難となった場合に、一時的に療養者のレスパイト入院を受け入れております。

レスパイトとは「一時休止」「休息」という意味で、在宅介護によるご家族様の負担軽減のための短期入院サービスです。

2. 対象となる方

- 下記のような医療管理が必要かつ常時介護が必要な方で、介護保険によるショートステイの利用が困難な方。
 1. がんの疼痛管理が必要な方（緩和ケア）【入院診療科の例：緩和ケア内科】
 2. 夜間も痰吸引が必要な方【入院診療科の例：高齢者当番】
 3. 夜間血糖測定・夜間インシュリン注射が必要な方【入院診療科の例：糖尿病・代謝内科】
 4. 持続皮下注の管理が必要な方【入院診療科の例：総合診療科】
 5. 24時間点滴（ポンプ使用）、胃瘻や経鼻での栄養が必要（口から食事ができない方）【入院診療科の例：脳神経外科】
 6. 気管切開を受けられた方【入院診療科の例：耳鼻咽喉科】
 7. その他（褥瘡処置、人工呼吸器を装着、在宅酸素等）【入院診療科の例：該当する診療科】
- 原則として、退院後は自宅または居住系施設へ戻れる方

※ただし、認知症に伴う徘徊や暴力・暴言の可能性がある場合には、受入れは行いません。

3. レスパイト入院の受入れ基本ルール

- 入院期間は基本7日（最長でも14日間）で、次回の受入れは暦月で3月を超えた日からとします。
- 自宅と同様のケアを行うというイメージであり、内服薬・外用薬など必要なものは持参していただき、病院から処方などは原則として行いません。
- 検査、画像診断などは原則として行いませんが、入院による症状悪化などの場合には実施し、一般入院となる場合もあります。
- 入院日は、月曜日から金曜日までの日中とします。
- 入院による環境変化で徘徊や精神疾患が発生した場合、または他の患者さんの迷惑になる行為がある場合には、期間を短縮し、退院していただく場合もあります。
- 西5病棟の稼働状況によっては、希望日の受入れが出来ない場合もあります。
- 入院希望日の1週間前までに、『レスパイト入院申込書』『入院時情報共有シート』、かかりつけ医から『診療情報提供書』を提出していただきます（到着後、2稼働日以内に受入れ可否を連絡します）。
- 生命保険などの入院給付金の対象になるかどうか事前にご確認の上、診断書の作成依頼をしていただくようお願いします。